

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表…………… 1 頁～
計算書類の個別注記表…………… 16 頁～
第39期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）

オプテックスグループ株式会社

上記の連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.optexgroup.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 28社
- ・主要な連結子会社の名称
オプテックス株式会社、オプテックス・エフエー株式会社、シーシーエス株式会社、
OPTEX INCORPORATED、OPTEX(EUROPE)LTD.、OPTEX(DONGGUAN)CO.,LTD.

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 GARDASOFT LLC
- ・連結の範囲から除いた理由
売上高・当期純利益・総資産・利益剰余金等に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 2社
- ・関連会社の名称 ジックオプテックス株式会社、オフロム株式会社

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・持分法非適用関連会社の数 1社
- ・持分法非適用関連会社の名称 株式会社イー・ルミネックス
- ・持分法を適用しない理由

当期純利益・利益剰余金等に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、OPTEX PINNACLE INDIA PRIVATE LIMITED及びCCS-ELUX LIGHTING ENGINEERING PVT.LTD.の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…………連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…………移動平均法による原価法

たな卸資産

商品及び製品、

仕掛品、原材料…………主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品…………最終仕入原価法

デリバティブ…………時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産…………当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は主として定額法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については主として定額法によっております。

無形固定資産…………定額法によっております。

（リース資産を除く）…………なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にわたる定額法によっております。

リース資産…………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…………債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として連結会社間の債権債務を相殺消去した後の金額を基礎として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………一部の国内連結子会社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、規定に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、当社及び一部の連結子会社では簡便法を採用しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥ 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。また、金額が僅少な場合は、当該勘定が生じた年度の損益としております。

(6) 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,992百万円
- (2) 土地再評価法の適用
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日 法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を土地再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年 法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日

平成11年12月31日

当該事業用土地の再評価直前の帳簿価額

715百万円

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額

732百万円

なお、当該事業用土地の平成29年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を399百万円下回っております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	16,984,596株	500,136株	一株	17,484,732株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加500,136株は、平成29年1月1日を効力発生とするオプテックス・エフエー株式会社との株式交換に伴う新株の発行による増加分であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	435,160株	8,650株	306,038株	137,772株

(注) 1. 自己株式の数の増加8,650株は、単元未満株式の買取りによる増加2,796株及び相互保有株式による増加5,854株であります。
 2. 自己株式の数の減少306,038株は、オプテックス・エフエー株式会社との株式交換に伴う代用自己株式の交付による減少300,000株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少6,038株であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年3月25日 第38回定時株主総会	普通株式	413	25	平成28年12月31日	平成29年3月27日
平成29年8月4日 取締役会	普通株式	434	25	平成29年6月30日	平成29年9月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年3月24日 開催予定の第39回定時株主総会	普通株式	520	利益剰余金	30	平成29年12月31日	平成30年3月26日

(4) 当連結会計年度の末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 28,300株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資は主として安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、営業債権の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの社内規定に従い、取引先ごとに回収期日及び残高を管理することにより、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、一部は先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券である株式並びに債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。債券は取締役会の承認を受けた社内方針に従い、一定の格付以上の債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

借入金は主に運転資金及び設備投資資金であります。なお、一部の長期借入金は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップを利用し、金利の変動リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引は、取締役会の承認を受けた社内方針に従って行っており、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	12,293	12,293	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,290	8,290	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	50	51	1
その他有価証券	2,736	2,736	—
(4) 支払手形及び買掛金	(1,851)	(1,851)	—
(5) 短期借入金	(683)	(683)	—
(6) 未払法人税等	(1,219)	(1,219)	—
(7) 長期借入金 (*2)	(160)	(159)	(1)
(8) デリバティブ取引	(3)	(3)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めた残高合計を記載しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金並びに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していると考えられるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格によるものであります。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7)参照）。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
関係会社株式	320
非上場株式	114
投資事業有限責任組合出資証券	112

これらについては、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 貸借等不動産に関する注記

貸借等不動産に関する注記につきましては、重要性が乏しいため開示を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,680円79銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 195円25銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

1. 株式交換による連結子会社の完全子会社化

当社と当社の連結子会社であるシーシーエス株式会社（以下、「シーシーエス」といいます。）は、平成30年2月14日に開催された両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、シーシーエスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

(1) 本株式交換の目的

当社は、防犯用センサ関連事業と自動ドア用センサ関連事業に加え、ファクトリーオートメーション関連事業をグループの中核事業と位置付け、平成28年5月にシーシーエスを公開買付により連結子会社化いたしました。

当社グループでは、グループ全体の効率化を追求し経営資源の最適化を実現していくとともに、企業価値のさらなる向上のため、持株会社体制のもと経営資源の集中投下、機動的なグループ経営及び連携シナジーの極大化を目指しております。

本株式交換により、当社グループとして今後さらにファクトリーオートメーションにおける画像処理関連事業に注力するとともに、LEDに関する技術をグループ全体で活用し業績貢献していくに当たり、シーシーエス株主の皆様に引き続き当社グループの株主としてご支援いただくことで、企業価値のより一層の向上を図り、株主利益の最大化を目指してまいります。

(2) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結承認取締役会	平成30年2月14日（水）
本株式交換契約締結	平成30年2月14日（水）
本株式交換契約承認定時株主総会 (シーシーエス)	平成30年3月23日（金）（予定）
本株式交換の効力発生日	平成30年7月1日（日）（予定）

(3) 本株式交換の概要

① 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社とし、シーシーエスを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。本株式交換については、当社においては、会社法第796条第2項の規定に定める簡易株式交換の方法により、株主総会の承認を得ないで、また、シーシーエスにおいては、平成30年3月23日開催予定の定時株主総会にて承認を受けた上で、平成30年7月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

② 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	シーシーエス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	1.4
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.7
本株式交換により交付する株式数	普通株式：2,766,649株（予定）	

(注) 1. 株式の割当比率

シーシーエスの普通株式1株に対して当社の普通株式1.4株を割当て交付いたします。ただし、当社が所有するシーシーエスの株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換に係る割当ての内容は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議・合意の上、変更する可能性があります。

2. 株式分割

上記割当比率及び当社が交付する普通株式数は、平成30年4月1日付をもって実施する株式分割の効力が生じたことを前提とした数としています。

3. 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がシーシーエス株式（当社が保有するシーシーエス株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）のシーシーエスの株主の皆様（当社を除きます。）に対し、その保有するシーシーエス株式に代わり、その保有するシーシーエス株式の数の合計に1.4を乗じた数の当社株式を交付します。なお、シーシーエスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するシーシーエスの取締役会決議により、シーシーエスが保有する自己株式及び基準時までにシーシーエスが保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項の規定に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時までに消却する予定です。

また、当社の交付する株式については、全て新たに発行する株式にて対応する予定です。なお、当社が交付する株式数は、シーシーエスの自己株式の消却等により、今後修正される可能性があります。

③ 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

当社及びシーシーエスは、本株式交換に用いられる上記②「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は山田ビジネスコンサルティング株式会社を、シーシーエスは監査法人グラヴィタスを、それぞれの第

三者算定機関に選定いたしました。また、当社は西村あさひ法律事務所を、シーシーエスは弁護士法人淀屋橋・山上合同をそれぞれリーガル・アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びにリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成30年2月14日開催の両社の取締役会にて、それぞれ決議いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

④ 本株式交換の当事会社の概要（平成29年12月31日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	オプテックスグループ株式会社	シーシーエス株式会社
(2) 所在地	滋賀県大津市雄琴五丁目8番12号 (登記上の本店所在地: 滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号)	京都市上京区烏丸通下立売上ル 桜鶴円町374番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 小林 徹 代表取締役社長 兼COO 小國 勇	代表取締役社長 大西 浩之
(4) 事業内容	グループの経営戦略策定、経営管理及びそれに付帯する業務	・画像処理用LED照明装置及び制御装置の開発、製造、販売 ・顕微鏡光源用、植物育成用、医療用、美術館・博物館用、その他LED応用照明の開発、製造販売
(5) 資本金	2,798百万円	462百万円

④ 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。

2. 株式分割

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げるにより、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

平成30年3月31日（土）を基準日（実質上、3月30日（金））として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

(3) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	17,484,732株
② 今回の株式分割により増加する株式数	17,484,732株
③ 株式分割後の発行済株式総数	34,969,464株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	100,000,000株

(4) 分割日程

基準日公告日	平成30年3月15日（予定）
基準日	平成30年3月31日（予定）
効力発生日	平成30年4月1日（予定）

(5) その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

① 1株当たり純資産額	840円40銭
② 1株当たり当期純利益	97円63銭

8. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(株式交換による連結子会社の完全子会社化)

当社と当社の連結子会社であるオプテックス・エフエー株式会社（以下、「オプテックス・エフエー」という。）は、平成28年8月3日に開催された両社の取締役会において、当社がオプテックス・エフエーを完全子会社化するための株式交換を行うことを決議し、平成29年1月1日付で株式交換を実施いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	オプテックス・エフエー
事業の内容	ファクトリーオートメーション用光電センサ関連機器・装置の開発、設計、製造、販売等

② 企業結合日

平成29年1月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、オプテックス・エフエーを株式交換完全子会社とする株式交換

④ 結合後企業の名称

結合後の企業名称の変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループ全体の効率性を追求し経営資源の最適化を実現していくとともに、グループ全体のコーポレート・ガバナンスを強化することで、企業価値のさらなる向上を図る必要があると判断し、同時に実施した持株会社体制のもと、経営資源の集中投下、機動的なグループ経営及び連携シナジーの極大化を目指すことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 追加取得した子会社株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 当社普通株式 2,046百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

	当社 (株式交換完全親会社)	オプテックス・エフエー (株式交換完全子会社)
株式交換に係る交換比率	1	0.34

オプテックス・エフエーの普通株式1株に対して、当社普通株式0.34株を割当て交付いたしました。ただし、当社が保有するオプテックス・エフエーの普通株式2,720,000株については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。

② 株式交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、当社及びオプテックス・エフエーは、当社及びオプテックス・エフエーの双方から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はSMB C日興証券株式会社を、オプテックス・エフエーは株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティングを、第三者算定機関に選定いたしました。また、当社は森・濱田松本法律事務所を、オプテックス・エフエーは弁護士法人中央総合法律事務所をそれぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

当該第三者算定機関は、当社及びオプテックス・エフエーが金融商品取引所に上場しており、市場価格が存在することから市場株価法及び将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンティング・キャッシュ・フロー法をそれぞれ採用して株式交換比率の算定を行いました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及びリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成28年8月3日開催の両社の取締役会において、それぞれ決議いたしました。

③ 交付株式数

当社普通株式 800,136株

(上記交付株式数のうち、当社が保有する自己株式を300,000株充当し、残数500,136株については、新たに普通株式を発行いたしました。)

(5) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

1,156百万円

(会社分割を用いた持株会社体制への移行)

当社は、平成28年8月3日開催の取締役会の決議及び平成28年9月30日開催の臨時株主総会における吸収分割契約の承認を受け、平成29年1月1日付で当社を吸収分割会社として、当社が営むグループ経営管理事業を除く一切の事業を当社の100%子会社であるオプテックス新事業準備株式会社に承継し、同日をもって持株会社体制に移行いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

吸収分割会社	オプテックス株式会社 (平成29年1月1日付で「オプテックスグループ株式会社」に商号変更)
吸収分割承継会社	オプテックス新事業準備株式会社 (平成29年1月1日付で「オプテックス株式会社」に商号変更)
対象事業の内容	当社のグループ経営管理事業を除く一切の事業

② 企業結合日

平成29年1月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、当社100%子会社であるオプテックス新事業準備株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

④ その他取引の概要に関する事項

当社グループ全体の効率性を追求し経営資源の最適化を実現していくとともに、グループ全体のコーポレート・ガバナンスを強化することで、企業価値のさらなる向上を図る必要があると判断し、経営資源の集中投下、機動的なグループ経営及び連携シナジーの極大化を目指すことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法
(リース資産を除く)
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ② 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く)
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にわたる定額法によっております。
- ③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。
- (5) 追加情報
(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,950百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- | | |
|----------|--------|
| ① 短期金銭債権 | 68百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 61百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 674百万円 |
- (3) 土地再評価法の適用
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日 法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を土地再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- 再評価の方法
「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年 法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。
- | | |
|--------------------|-------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成11年12月31日 |
| 当該事業用土地の再評価直前の帳簿価額 | 715百万円 |
| 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 | 732百万円 |
- なお、当該事業用土地の平成29年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を399百万円下回っております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	1,321百万円
② その他の営業取引高	22百万円
③ 営業取引以外の取引高	7百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	426,580株	2,796株	306,038株	123,338株

(注) 1. 自己株式の数の増加2,796株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

2. 自己株式の数の減少306,038株は、オプテックス・エフエー株式会社との株式交換に伴う代用自己株式の交付による減少300,000株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少6,038株であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

流動資産

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	8百万円
賞与引当金	4百万円
その他	0百万円
繰延税金資産合計	<u>13百万円</u>
繰延税金負債	
未収還付事業税	△11百万円
有価証券	△0百万円
繰延税金負債合計	<u>△12百万円</u>
繰延税金資産の純額	1百万円

固定資産

繰延税金資産

関係会社株式	42百万円
退職給付引当金	15百万円
長期未払金	117百万円
投資有価証券	28百万円
新株予約権	14百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	<u>231百万円</u>
評価性引当額	△77百万円
繰延税金資産合計	<u>153百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券	△155百万円
繰延税金負債合計	<u>△155百万円</u>
繰延税金負債の純額	△1百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な原因別の内訳

法定実効税率	30.69%
--------	--------

(調整)

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△32.31%
外国法人税等	2.63%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.07%
過年度法人税等	1.00%
住民税等均等割	0.64%
その他	0.42%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>4.14%</u>

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上 の 関 係				
子会社	オプテックス株式会社	100.0	兼任 1名	一般業務受託 及び 経営指導等	経営指導料	239	未収入金	31
					業務受託料	153		
					賃貸収入	120	—	—
					分割資産	13,222		
					分割負債	1,985		
子会社	オプテックス・エフエー株式会社	100.0	兼任 1名	一般業務受託 及び 経営指導等	経営指導料	57	未収入金	17
					業務受託料	94		
子会社	技研ト拉斯テム株式会社	100.0	—	資金の借入	借入金の返済	650	1年内返済予定 の長期借入金	650
					支払利息	5		

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 経営指導料及び業務受託料に関しては、持株会社である当社の運営費用及び業務内容を勘案し、決定しております。
3. 賃貸収入については市場価格等を勘案し、一般的な取引条件と同様の基準により算定しております。
4. 当社は平成29年1月1日付で当社を吸収分割会社として、当社が営むグループ経営管理事業を除く一切の事業を当社の100%子会社であるオプテックス新事業準備株式会社に承継させる吸収分割を行い、同日をもって持株会社体制に移行いたしました。
- なお、持株会社体制への移行に伴い、平成29年1月1日付で当社は「オプテックスグループ株式会社」に、オプテックス新事業準備株式会社は「オプテックス株式会社」にそれぞれ商号を変更しております。当該吸収分割は、共通支配下の取引であり、上記の分割資産及び分割負債については、適正な帳簿価額により移転しております。
5. 資金の借入は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,256円32銭
(2) 1株当たり当期純利益	33円66銭

8. 重要な後発事象に関する注記

1. 株式交換による連結子会社の完全子会社化

当社と当社の連結子会社であるシーシーエス株式会社（以下、「シーシーエス」といいます。）は、平成30年2月14日に開催された両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、シーシーエスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

(1) 本株式交換の目的

当社は、防犯用センサ関連事業と自動ドア用センサ関連事業に加え、ファクトリーオートメーション関連事業をグループの中核事業と位置付け、平成28年5月にシーシーエスを公開買付により連結子会社化いたしました。

当社グループでは、グループ全体の効率化を追求し経営資源の最適化を実現していくとともに、企業価値のさらなる向上のため、持株会社体制のもと経営資源の集中投下、機動的なグループ経営及び連携シナジーの極大化を目指しております。

本株式交換により、当社グループとして今後さらにファクトリーオートメーションにおける画像処理関連事業に注力するとともに、LEDに関する技術をグループ全体で活用し業績貢献していくに当たり、シーシーエス株主の皆様に引き続き当社グループの株主としてご支援いただくことで、企業価値のより一層の向上を図り、株主利益の最大化を目指してまいります。

(2) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結承認取締役会	平成30年2月14日（水）
本株式交換契約締結	平成30年2月14日（水）
本株式交換契約承認定時株主総会（シーシーエス）	平成30年3月23日（金）（予定）
本株式交換の効力発生日	平成30年7月1日（日）（予定）

(3) 本株式交換の概要

① 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社とし、シーシーエスを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。本株式交換については、当社においては、会社法第796条第2項の規定に定める簡易株式交換の方法により、株主総会の承認を得ないで、また、シーシーエスにおいては、平成30年3月23日開催予定の定時株主総会にて承認を受けた上で、平成30年7月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

② 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	シーシーエス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	1.4
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.7
本株式交換により交付する株式数	普通株式：2,766,649株（予定）	

(注) 1. 株式の割当比率

シーシーエスの普通株式1株に対して当社の普通株式1.4株を割当て交付いたします。ただし、当社が所有するシーシーエスの株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換に係る割当ての内容は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議・合意の上、変更する可能性があります。

2. 株式分割

上記割当比率及び当社が交付する普通株式数は、平成30年4月1日付をもって実施する株式分割の効力が生じたことを前提とした数としています。

3. 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がシーシーエス株式（当社が保有するシーシーエス株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）のシーシーエスの株主の皆様（当社を除きます。）に対し、その保有するシーシーエス株式に代わり、その保有するシーシーエス株式の数の合計に1.4を乗じた数の当社株式を交付します。なお、シーシーエスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するシーシーエスの取締役会決議により、シーシーエスが保有する自己株式及び基準時までにシーシーエスが保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項の規定に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時までに消却する予定です。

また、当社の交付する株式については、全て新たに発行する株式にて対応する予定です。なお、当社が交付する株式数は、シーシーエスの自己株式の消却等により、今後修正される可能性があります。

③ 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

当社及びシーシーエスは、本株式交換に用いられる上記②「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は山田ビジネスコンサルティング株式会社を、シーシーエスは監査法人グラヴィタスを、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。また、当社は西村あさひ法律事務所を、シーシーエスは弁護士法人淀屋橋・山上合同をそれぞれリーガル・アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びにリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成30年2月14日開催の両社の取締役会にて、それぞれ決議いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

④ 本株式交換の当事会社の概要（平成29年12月31日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	オプテックスグループ株式会社	シーシーエス株式会社
(2) 所在地	滋賀県大津市雄琴五丁目8番12号 (登記上の本店所在地: 滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号)	京都市上京区烏丸通下立売上ル 桜鶴円町374番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 小林 徹 代表取締役社長兼COO 小國 勇	代表取締役社長 大西 浩之
(4) 事業内容	グループの経営戦略策定、経営管理及びそれに付帯する業務	・画像処理用LED照明装置及び制御装置の開発、製造、販売 ・顕微鏡光源用、植物育成用、医療用、美術館・博物館用、その他LED応用照明の開発、製造販売
(5) 資本金	2,798百万円	462百万円

(4) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。

2. 株式分割

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げるにより、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

平成30年3月31日（土）を基準日（実質上、3月30日（金））として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

(3) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	17,484,732株
② 今回の株式分割により増加する株式数	17,484,732株
③ 株式分割後の発行済株式総数	34,969,464株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	100,000,000株

(4) 分割日程

基準日公告日	平成30年3月15日（予定）
基準日	平成30年3月31日（予定）
効力発生日	平成30年4月1日（予定）

(5) その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

① 1株当たり純資産額	628円16銭
② 1株当たり当期純利益	16円83銭